

老高発0713第1号

平成30年7月13日

## 各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

(公印省略)

「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正について

今般、「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」(平成12年3 月8日老企発第42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)を別添のとおり改正したので 通知する。なお、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成29年法律第52号)による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく 一定以上所得者の3割負担に係る記載は平成30年8月1日から適用する。

ついては、貴管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取 扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

~
Ē
運
<b>県長通</b>
Ē
前台
祉局企画課
泊
呆健福祉局
뇁
酒
湕
保健福
$\sum$
10H
よ 言
111
Ψ
町
ЦЬ
月8日老発第42号厚生省老人(
ন মান্ট
洋
発
扚
Ш
$\infty$
ш
0
цĻ
<del>.</del> Щ
12
42
下成
(平成12年3月
て(平成12年3)
バ (平成
Ň
ういて
ういて
給にしこと
給にしこと
ういて
給にしこと
給にしこと
修費の支給について
修費の支給について
修費の支給について
修費の支給について
給にしこと
修費の支給について
り防住宅改修費の支給について
隻予防住宅改修費の支給について
隻予防住宅改修費の支給について
び介護予防住宅改修費の支給について
隻予防住宅改修費の支給について
び介護予防住宅改修費の支給について
び介護予防住宅改修費の支給について
改修費及び介護予防住宅改修費の支給について
び介護予防住宅改修費の支給について
改修費及び介護予防住宅改修費の支給について
改修費及び介護予防住宅改修費の支給について
介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について
介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について
宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について
介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について

12 年 3 月 8 日老発第 42 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) (変更点は下線部)		<ol> <li>1 住宅改修費の支給限度額</li> <li>(1) 支給限度基準額</li> <li>(1) 支給費</li> <li>(1) 支給費</li> <li>(1) 支給費</li> <li>(1) 支給費</li> <li>(1) 支給費</li> <li>(1) 支援</li> <li>(1) 支援</li> <li>(2) 規定が適用される場合にあっては 16 万円) となるものである。</li> </ol>	<ul> <li>(2) (略)</li> <li>(2) (略)</li> <li>2 住宅改修費の支給申請</li> <li>(1) 事前申請</li> <li>(1) 事前申請</li> <li>(1) 事前申請</li> <li>(1) 事前中請</li> <li>(1) 事前中請</li> <li>(1) 事前中請</li> <li>(1) 「市村に提出することとなるが、市町村は、「利用者保護」の観点から、これらの提出される書類で当該住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確認 市町村に提出することとなるが、市町村は、「利用者保護」の観点から、これら の提出される書類で当該住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確認 し、被保険者に対して、その確認結果を事前に教示することとする。</li> <li>2 でわれる住宅政修費の支給決定とは異なるものであることとする。</li> <li>2 申請書(施行規則第75条第1項第1号及び第2号、第94条第11項第1号 及び第2号)</li> <li>(1) 申請書(施行規則第75条第1項第1号及び第2号、第94条第11項第1号 及び第2号)</li> <li>(1) 申請書(施行規則第75条第1項第1号及び第2号、第94条第11項第1号 及び第2号)</li> <li>(1) 申請書(施行規則第75条第1項第1号及び第2号、第94条第11項第1号 及び第2号)</li> <li>(2) 申請書(施行規則第75条第1項第1号及び第2号、第94条第11項第1号</li> <li>(1) 申請書(施行規則第75条第1項第1号及び第2号、第94条第11項第1号</li> <li>(1) 申請書(施行規則第75条第1項第1号及び第2号、第94条第11項第1号</li> <li>(1) 申請書(施行規則第75条第1項第1号及び第2号、第94条第11項第1号</li> <li>(1) 申請書(施行規則第75条第1項第1号及び第2号、第94条第11項第1号</li> <li>(1) 申請書(施行規則第75条第1項第1号及び第2号、第94条第11項第1号</li> <li>(1) 申請書(施行規則第75条第1項第1号及び第2号、第94条第11項第1号</li> <li>(2) 申請書(施行規則第75条第1項第1号及び第2号、第94条第11項第1号</li> <li>(1) 申請書(第1号の555ととは要なるものであることとするが、「当該申請に係る住宅改修</li> <li>(2) 「第2号の「住宅改修に要する言載することとするが、「当該申請に係る住宅改修</li> <li>(2) 「第2号の「住宅改修に要する言載することとするが、「当該申請に係る住宅改修</li> <li>(2) 「第2号の「住宅改修に要する」載することとするが、「当該申請に係る (1) 「注意」「第2号の「住宅改修に要する言載用の見積もり」は、住宅改修費のご参</li> <li>(2) 「該出のことがしたる」であって、その内訳がわかるよう、材料費、施工費、 は許書書で応じて、ためのとする。また、必要に応じて、この見積もりが</li> <li>(1) 「1) 「1) 「たちのとする」また、必要にある「1) 「こと、 し、したる「</li> </ul>
〇居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅政修費の支給について(平成 12 年 3月 8	新	(修は、被保険者の資産形成につながら (受ける賃貸住宅等に居住する高齢者と ) 連用を勘案して、基準額告示において (び介護予防住宅改修費支給限度基準額 (行うことが可能であり、20万円の住宅 (は 18万円(法第49条の2第1項又は 高用される場合にあっては 16万円、法第49条の2	給申請 住宅改修を行おうとする前に、以下の申請書又は書類の一部 することとなるが、市町村は、「利用者保護」の観点から、これ することとなるが、市町村は、「利用者保護」の観点から、これ 言類で当該住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確 こ対して、その確認結果を事前に教示することとする。 村は、被保険者の誤解を招くことのないよう、住宅改修完了後 行規則第75条第1項第1号及び第2号、第94条第1項第1 主宅改修の内容、箇所及び規模」は、改修を行う工事種別(種 から第5号までの別)ごとに、便所、浴室、廊下等の箇所及び 積等の規模を記載することとするが、「当該申請に係る住宅政 が確認できるもの」においてこれらの内容が明らかにされてい 事種別のみを記載することとして差し支えない。 号の「住宅改修に要する費用の見積もり」は、住宅改修費の支 諸経費等を適切に区分したもの <u>で、別紙2の様式を標準とする</u> 業経費等を適切に区分したもの <u>で、別紙2の様式を標準とする</u> 、

別苶

新	Ξ
1X	なお、当該被保険者に対して居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計
<u>を取るよう、利用者に対して説明することとする。</u>	<u>画(以下「居宅サービス計画等」という。)</u> が作成されている場合は、居宅サー
なお、当談被保険者に対して <u>居宅サービス計画等</u> が作成されている場合は、 居宅サービス計画等の記載と重複する内容については、居宅サービス計画等の	ビス計画等の記載と重複する内容については、居宅サービス計画等の記載内容  が確認することができれば、申請書への記載を省略して差し支えない。
記載内容が確認することができれば、申請書への記載を省略して差し支えない。	
② 。 ②   住宅改修が必要な理由書(施行規則第 75 条第1項第3号、第 94 条第1項 第3号)	② 住宅改修が必要な理由書(施行規則第 75 条第1項第3号、第 94 条第1項 第3号)
第3号の「住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの」 な、神母降孝の、もの中語ながらがったが日常で達	第3号の「住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの」 は、地の除まの、もの中心ながらがすが、している。
は、彼床映省の心分の水の及びロ馬生はエジ動隊、圧七の水の、海血加長の等人状況等を勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載するもので、 回納3の海土な麺雑レナス	は、彼体映省の心分の水の及びロ商生は上の動脈、圧七の水の、価値用兵の等へ 状況等を勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載するもので、 明純9の辞書を挿催レイス
、 がみしつをべる (141) つう。 また、当該書額を作成する者は、基本的には居宅サービス計画等を作成する へ雑士は吉田昌雄 いよてメニューエー+ 34 年3日日、 44 年44 年44 年44 い	がいっていましょいか。 また、当該書類を作成する者は、基本的には居宅サービス計画等を作成する <u>介</u> #まも本明目れてがいまされた士をユンント、のもいか時日(いて「へ##古極市明目が、
<u>1.暖×饭芋口具寺とりるが、Innd Part 1 ノ油性に用き・圧モび哆×坂芋≭寺として、住宅改修の相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家</u>	<u>酸く痰やり貝×い地嗽さねく痰ェック</u>
も含まれるものである。ただし、当該書類を作成しようとする者が、当該住宅」 み修に係く罅保陥老の臣字サービス計画笔を作けしていろ考とが異たる場合	改修の相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家も含まれる  キのである「ケビ」」当該書類を作時し上ゥレナろ考が、当該住字砂修に係ろ跡
、一下でした時代でした。「「「「「「」」」」、「」」、「」」、「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」	保険者の居宅サービス目が自家を言えている者とが異なる場合は、十分に連絡
また、当談破保険者に対して居毛サービス計画等が作成されている場合は、 居宅サービス計画等の記載と重複する内容については、屈宅サービス計画等の	調整を行っことか必要である。 また、当該被保険者に対して居宅サービス計画等が作成されている場合は、居
記載内容が確認することができれば、理由書への記載を省略して差し支えな	宅サービス計画等の記載と重複する内容については、居宅サービス計画等の記
い。 かむ、心羅去姪甫明昌笙が当該書瓶を作成示ろ業務は臣宅介羅去姪重業又け	載内容が確認することができれば、理由書への記載を省略して差し支えない。 たた、
なや、川殿へ返す口具すがヨ屋首類で1F1%りつ来が18店で1.1度く返す来入は 介護予防支援事業の一環であるため、被保険者から別途費用を徴収することは	、まれ、川暖へ坂寺口具寺が当城青城で1F10パリの米が14泊七小164人坂寺米へは 介護予防支援事業の一環であるため、被保険者から別途費用を徴収することは
できない。また、介護支援専門員等が、自ら住宅改修の設計・施工を行わない いままざならどが叩除まならた安地修の工事を詰け合い、せなか修の重業また	できない。また、介護支援専門員等が、自ら住宅改修の設計・施工を行わないに まままたもごずかに除来または会社旅で工まを書けるい、「た会社旅で重要考定」
にもハッハタフロ9級は限すハゥロ圧七以診の工事を高り良いにたち以診の事素すに一括下譜けよせたり、住字改修事業者から仲介約・紹介約を徴収したりするこ	もカンカカなりり数床映すリカの住在政家の工事を請り良い、住在政家の事素すに―  柱下譜けなせたり、住宅改修事業者から伸介約・紹介約を徴収したりするバンは
いたいない。 ひたんやない。 ② (w)	ゴード・コート・シート・シート・ション・コート・シート・シート・シート・シート・シート・シート・シート・シート・シート・シ
(昭)	② (略) (2)・(3) (略)
3 ~ 5 (略)	3~5 (馬)
(月1新任 1 ) (略)	(月1条氏1) (略各)

			搛					
(6 世紀日)			1/1/					( 45 至 )
<u>(別概 2)</u> 住宅站修の目書達式	、目 4書 [於]	41						(お「武ノ
14.七以160.0	/ 九/貝(环:							
<u>住宅改修の</u> <u> 和</u> (※1) <u> 来</u> <u> 予</u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u></u>	場所 改修部分	名称(※2)	商品名·規格·寸法等	串茶	介護保険対象部分 並位 並任	公 金額	算出根拠	
		(材料費)						
		(施工費)						
					_			
					_			
	_							
	_							
					_			
		小計						
		指給理						
		合計						
		消費税						
		総合計			_			
(※1)住宅改修の種類:(1) 手( (6)その	(1) 手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑りの (6)その他住宅改修に付帯して必要となる改修	20解消(3)滑りの防止及び移動の円3 て必要となる改修	(強1)住宅政務の種類. (1) 庁11900歳付け1200歳がの構造(3)塗りの防止及び移動の日添化率のための成又は通路通の材料の変更(4)引き戸等への頭の取事え(5)洋式破除等への衰弱の放射え (6) その他指で容易的に付新してもあってなる数器	〔(4)引き戸等へ。	2扉の取替え(5) 泊	式便器等への便器	の取替え	
(※2)名称:村科費、施工費、諸経費等を分けて記載すること	経費等を分けて記載す	オること						
(別紙 <u>3</u> ) (略)	略)							(別紙 <u>2</u> )(略)

管山相加	异山伙砂														等への便器の取替え
~	金額														え(5)洋式便器
介護保険対象部分	単価														への扉の取替
介護	単位		 			 									引き戸等.
	数量														変更(4)
商旦夕·田枚·十法笠	向即有, 规位, 与任寺														(※1)住宅改修の種類: (1)手す9の取付け(2)段差の解消(3)滑9の防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取替え(5)洋式便器等への便器の取替え
名 称(※2)		(基禄科)	(雚工弾)							무불시기	諸経費	습計	消費税	総合計	)解消(3)滑りの防止及び移動の
改修部分															付け(2)段差の
改修場所															[: (1)手ずりの取
写真等															修の種類
住宅改修の <sup>補新</sup>	種類 (※1)														(※1)住宅改

(※1)住毛以修の種類: (1) 手900 取行り(2) 皮差の解損(5) 宿9000 (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修 (※2)名称: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること